

議事日程第1号

平成20年9月5日(金)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第57号及び第58号)

委員長報告(決算特別)、質疑、討論、表決

第4 議案上程(議案第61号から第72号まで及び報告第7号)

提案理由の説明(市長)

本日の会議に付した事件

第1から第4は議事日程に同じ

第5 議会案上程(議会案第43号から第45号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(24人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	15番 船木金光
16番 安田健次郎	17番 笹川圭光	18番 船橋金弘
19番 中田俊雄	20番 大森勝美	21番 佐藤美子
22番 杉本博治	23番 高桑國三	24番 船木茂

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 佐沢篤雄

副事務局長 小玉一克

局長補佐 木元義博
主査 畠山隆之
主任 武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	副市長	伊藤正孝
教育長	高橋金一	監査委員	加藤金一
企業管理者	小野忠儀	総務企画部長	板橋継喜
市民福祉部長	西方文太郎	企画政策課長	下間秀春
総務課長	湊正人	財政課長	夏井重利
税務課長	佐藤龍雄	福祉事務所長	佐藤誠一
市民生活課長	高桑直廣	農林水産課長	三浦光博
観光商工課長	菅原正幸	下水道課長	浅野光男
若美総合支所長	加藤透	会計管理者	沖口重博
選管事務局長	児玉守美	監査事務局長	佐々木邦子
農委事務局長	北島豊	学校教育課長	浅井繁樹
病院事務局長	武田英昭	医師確保推進室長	三浦進
企業局管理課長	豊沢正		

午前 10 時 07 分 開 会

○議長（船木茂君） おはようございます。これより、平成 20 年 9 月定例会を開会いたします。

諸般の報告は朗読を省略いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 25 日までの 21 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 21 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（船木茂君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

8 番中田謙三君、9 番佐藤巳次郎君を指名いたします。

日程第 3 議案第 57 号及び第 58 号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 3、議案第 57 号及び第 58 号を一括して議題といたします。

決算特別委員会に付託されておりました、議案第 57 号平成 19 年度男鹿みなと市民病院事業会計及び議案第 58 号平成 19 年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定にかかわる審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

15 番船木金光君

【決算特別委員長 船木金光君 登壇】

○決算特別委員長（船木金光君） 決算特別委員会に付託されました議案第 57 号平成 19 年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について及び議案第 58 号平成 19 年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定について、審査の経過並びに結果につ

いてご報告申し上げます。

本委員会は、先月8月21日に開会し、正副委員長を互選の後、その審査をいたしましたのであります。

当局から各決算に係る補足説明を求め、さらに加藤監査委員より決算審査における総括意見があったのであります。

この際、決算の事業概況並びに質疑された主な点について、ご報告申し上げます。

最初に、議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定に係る事業概況及び質疑のあった主な点について申し上げますと、まず、事業概況として、病院当局より、重要課題である医師の確保と病院経営の健全化を図ることを目的に医師確保推進室を設置し、医師の確保に努めた結果、平成19年12月から1名、平成20年4月から1名、計2名の内科医が決まり、平成20年度当初から常勤医師8名体制とすることができたものである。

今後も泌尿器科等専門医の充足を図り、市民に信頼されるよう診療体制の整備に努めてまいりたい。

また、患者の利用状況として、入院で延べ4万5千985人、1日平均125.6人、病床利用率69.8パーセントで、前年度に比較して9千276人、16.8パーセントの減となり、外来では8万1千348人、1日平均332人、前年度に比較して8千212人、9.2パーセントの減となったものである。

次に、財政面では、総収益18億458万3千302円、内訳として、入院収益では10億3千22万5千477円、外来収益は5億2千971万561円、また、医業外収益は1億7千91万8千843円となり、一方、総費用では23億3千219万7千66円、内訳として、医業費用では21億9千588万564円、医業外費用では1億3千631万6千502円、この結果、単年度で5億2千761万3千764円の純損失となったものである。

次に、本年度の経営状況については、前年度と比較し、入院・外来収益で1億8千926万9千円の減、また、費用では4千3万4千円の減、結果、単年度収支では1億2千546万2千円の減益となり、不良債務の額は4億4千910万3千円で、前年度より3億7千194万5千円悪化したもので、今年2月に作成した経営健全化計画における見込み額との比較では1千26万2千円の増となっている。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される平成19年度決算における資金不足比率は27.4パーセントとなり、経営健全化基準の20パーセントを超えている状況にあり、病院事業を取り巻く環境は厳しいものがある。

今後、職員一丸となって経営の健全化に努めてまいりたいとの概況説明があったのであります。

次に、質疑があった主な点を申し上げますと、第1点として、常勤監査委員に対し、本決算はまさに年一度の検証である。この病院事業の状況をどうとらえ、どのような感想を持っているのか。

また、当該年度の赤字額及び累積赤字額の発生状況について、監査委員としてその状況をどうとらえ、率直にどのような意見を持っているのか。

さらに、不良債務について、この対応を一時借り入れで資金不足をしのいでいるが、監査委員として現状をどう判断し、どのような経営のあり方、どのような意見を持っているのか。

また、さきの非常勤医師問題について意見書では触れていないが、監査委員としての意見を述べるべき検討をしなかったのかと質疑があり、監査委員からは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、不良債務比率が20パーセント以上の公立病院は、平成21年度からペナルティーを受けることとなり、大変憂慮される事態が予想されることとなる。

また、単年度5億円以上の赤字と25億円以上の累積欠損金に係る記述が監査意見として記述されていないことについては、当該欠損金を解消するには現状では無理があり、当面、平成27年度までの経営健全化計画どおり、8年間で不良債務の解消を優先させることとし、監査意見書結びに欠損金については記述しなかったものである。

現時点では、市民から信頼され、一人でも多くの患者に利用されるよう、その信頼回復が望まれ、市民に対し、みなと市民病院の実態、実情を周知し、理解していただく手だてを講ずるべきである。

また、先般の非常勤医師問題について記述しなかったことについては、議会からの地方自治法第98条に基づく監査請求により監査を実施し、その内容が本会議において特別委員長から報告されていることから、このたびの監査意見書に記述はしなかったものであるとの答弁があったのであります。

委員より、監査の立場と当局の立場とは相反するものであり、監査委員として突っ込んだ意見、具申があってしかるべきでなかったのかとの意見があったのであります。

第2点として、市長に対し、病院事業は公営企業経営としてその役割を担っているが、一般会計から病院会計への多額の繰り入れは、公共福祉の増進に合致しているのか。

さらに、財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率が27.4パーセントで、健全化基準の20パーセントを上回り、財政の限界、破綻状態を意味している。当面の短期対策と長期的にはどのような対策を考えているのか。

また、医業収益が前年度より1億8千505万1千750円と大幅な減少である。先般、医師1名を充足されたが、依然として患者の減少に歯どめがかからないこの現状を、どうとらえ判断するのかとの質疑があり、市長から、入院で4万5千人、外来で8万1千人、また、救急患者が5千300人という利用状況からして、市民の公共施設との役割を十分果たしているものと認識している。

欠損金、不良債務について、市民の集い、広報を通じ、事業内容を周知し、一人でも多くの方から利用していただけるよう努力するとともに、医師不在の診療科について今後とも全力でその充足に努め、利用、利便性を図ってまいりたい。

また、医師が増となったが利用者が増えないことについては、非常勤医師を含め84パーセントの充足率となっているものの十分ではないこと、市内開業医に流れた患者が戻ってこないこと、社会経済情勢による診療離れが見られること等から、今後とも人間ドック、人工透析及び医師や看護師による市民講座の実施などにより利用者増に結びつけたい。

さらに、医療機器の確保については、優先順位をつけ、できる限りその改善に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

委員より、経営健全化に向け最善の努力をしていただきたい。そのためには抜本的対策が不可欠であり、早急に事前の策を講ずるべきであるとの意見があったのであります。

第3点として、不良債務の現状については、一概に市の責任ばかりでなく、医師不足、診療報酬の削減等国の公立病院に対する政策についても問題があったのではないかと。平成20年度は資金不足比率27.4パーセント以上に悪化すると思われる。今

後の支援策について質疑があり、市長から、単年度限りであるが特例債を利用することにより、一時的に資金不足比率が20パーセントを下回るが、基本的に経営が好転しない限り比率はアップすることになるものである。病院の存続は必要であることから、改善策の強化を進める必要があり、今後とも支援策について、全国自治体病院協議会等を通じ国に要望してまいりたいとの答弁があったのであります。

また、前述した一連の病院問題で会計処理等会計法令に抵触していたことを監査意見書に触れることなく記述しなかったことについては、監査委員より、非常勤医師問題検査特別委員会の委員長報告により終えたという認識があり、記述しなかったものであるが、一連の関係法令に違反する事務処理については意見書の結びに記述すべきであったとの答弁があったのであります。

委員より、一連の非常勤医師問題について、決算審査意見書に記述がなく、また、会計法令に抵触していたことなどから、議案第57号については反対せざるを得ないとの意見があったのであります。

第4点として、平成19年度をもって退職した厚生連からの職員2名について、みなと市民病院をどのように改革し、どのようなメリットがあったのかとの質疑があり、市長から、常勤医師の確保は大きな目的であり、厚生連と連携することが窮地を打開する手だてとなるのではないかと。在職中に厚生連からの医師充足はできなかったものの非常勤の医師から来ていただいたことはプラスになったものと考えている。

また、職員2名については、経営のノウハウを持っており、少なからずメリットがあったのではないかと。今後とも厚生連と連携をとりながら医師の確保に邁進してまいりたい、との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定については、起立採決の結果、不認定とすべきものと決した次第であります。

なお、委員より質疑、指摘のあった非常勤医師不適正問題に係る監査意見書への記述について、監査委員より、監査意見書の結び後段に、「医師充足に係る不適正処理については法第98条の男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の監査請求に基づいて監査結果を報告しているものである」と記述をつけ加えさせていただきたい旨発言があったのであります。

次に、議案第58号平成19年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定に係る

事業概況及び質疑のあった主な点について申し上げます。

まず、上水道事業の概況として、給水戸数では1万2千840戸で、前年度と比較し89戸、0.7パーセントの減となり、給水区域内における普及率は95.1パーセントとなったもので、年間有収給水量では363万5千821立方メートルで、前年度と比較し8万1千599立方メートル、2.2パーセント減少し、有収率は前年度と比較し0.6ポイント増の81.6パーセントとなったものである。

次に、建設改良では、合併特例債を適用し、五里合三本松・角間崎間、船越那場掛・払戸横長根間に連絡管を布設し、緊急時の水の有効利用を図り、さらに国庫補助事業として船越、船川、北浦、男鹿中、脇本地内の石綿セメント管の更新及び公共下水道事業に伴う配水管布設替え工事などを施工し、安全供給水の確保に努めたものである。

また、財政状況においては、収益的収支で、前年度と比較し、収入では2千222万2千514円減額の6億3千744万8千295円、支出では1千464万5千23円減額の6億5千273万9千633円となり、この結果、単年度収支で1千529万1千338円の純損失となったもので、前年度と比較し、収入で減額となった主な要因は、給水収益の減額。一方、支出で減額となった主な要因は、給与費及び企業債利息などの減額によるものであるとの説明があったのであります。

次に、ガス事業の概況として、まず、供給戸数では1万1千524戸で、前年度と比較して203戸、1.7パーセントの減少となり、供給区域内における普及率は82.8パーセントとなったもので、年間総販売量は331万6千288立方メートルで、前年度と比較し15万3千475立方メートル、4.4パーセント減少したものである。

また、保安対策として、需要家の内管漏えい検査及び障壁調査について3千817戸を実施して保安の確保に努め、建設改良では、島田・三ツ森地内のガス中・低圧管を布設替えするとともに、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び道路改良に伴うガス管布設替え工事を施工し、安全供給に努め、さらに船越、杉山地内及び大潟村南一丁目地内にガス管を布設し、需要の拡大を図ったものである。

次に、財政状況では、収益的収支において、前年度と比較し、収入では1千909万4千737円減額の6億287万9千949円、支出では1千992万6千322

円減額の5億8千185万4千731円となり、この結果、単年度収支で2千102万5千218円の純利益となったもので、前年度と比較し収入で減額となった主な要因は、ガス売上げの減額。一方、支出で減額となった主な要因は、給与費及び企業債利息などの減額によるものであるとの説明があったのであります。

次に、質疑のあった主な点について申し上げますと、委員より、第1点として、石綿セメント管布設替え工事において、埋設されている石綿セメント管は撤去されることはないのか。また、埋設された状態で後日、問題が発生するようなことはないのかとの質疑があり、当局から、全国の水道事業者において布設替え工事の際、基本的には撤去するという方法はとっておらず、大部分は公道に埋設されていることから、道路管理者及び土地の所有者から、ご理解とご協力をいただいているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、撤去されない場合、健康被害が危惧されるのではないのかとの質疑があり、当局から、石綿セメント管は埋設された状態においては、アスベストが空气中に飛散することがないことから、特に問題はないものである。ただし、道路改修工事及び宅地造成などの際、埋設された石綿セメント管が支障となる場合は、企業局において撤去し、適正に処分をしているとの答弁があったのであります。

第2点として、水道事業において、有収率が0.6ポイント上がっているが、漏水量を金額に換算した場合の数値とあわせ、石綿セメント管の更新状況と残存数及び水道・ガス料金の未収状況について質疑があり、当局から、1立方メートル当たりの漏水修理にかかる費用の原価は33円19銭と試算しており、有収率が1パーセント引き上げられることによって約150万円ほどの軽減が図られる。

また、石綿セメント管の更新等については、平成17年度末に残存数4万9千516メートルであったが、平成18年度に1万1千548メートル、平成19年度で1万2千137メートルの更新を終え、平成20年度では9千700メートルの更新を見込んでおり、平成20年度末には1万5千メートルほど残存する見込みであるが、平成22年度までには全管路の更新を終える予定である。

さらに、水道・ガス料金の未収金状況については、水道では、平成19年度末で5千412万円ほどとなっているが、このほとんどは3月分の料金であり、平成18年度以前の過年度分の未収金は123万6千円となっている。また、ガスについては、

平成19年度末の未収金は7千817万3千円ほどであるが、このほとんどが3月分の料金であり、平成18年度以前の過年度分の未収金は66万6千円となっているとの答弁があったのであります。

第3点として、ガス経年管更新事業として布設替え工事を実施しているが、経年管の延長数と工事費及びガス供給に伴う勘定外とあわせ、ガス料金の今後の会計見通しについての質疑があり、当局から、ガス事業における経年管は、旧男鹿市、旧若美町及び大潟村で合わせて約28キロメートルであり、日本ガス協会の安全高度化目標に基づき、平成32年度までに取り替えを完了する計画で、総費用は約4億円を見込んでおり、このうちねずみ鋳鉄管約6キロメートルについては、北海道北見市のガス漏えい事故を踏まえ、5年前倒し、平成27年度までに更新を終える計画である。

また、ガス事業における勘定外については、平成19年度はマイナス0.5パーセント、18年度はマイナス1パーセントで、いずれも目標値であるプラス1パーセントをクリアしている。

なお、ガスの漏えいは事故につながる恐れがあることから、毎年地域選定し、法定漏えい検査などを実施し、万全な体制を整え対応しているものである。

さらに、ガス料金の改定については、液化天然ガスの価格高騰に伴い、石油資源開発株式会社から平成19年10月より、1立方メートル当たり6円から7円の引き上げの申し出があったが、交渉の結果、平成20年1月より3円の値上げとなったものである。この値上げにより、年間約1千万円ほど原料費が増額となり、経営状況は非常に厳しいところであるが、熱量変更作業や東北経済産業局との協議もあることから、現段階では料金改定に踏み切るわけにはいかず、熱量変更後、できるだけ早い機会に料金統一と合わせた料金の改定について検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、議案第58号については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次これを許します。9番
佐藤巳次郎君

○9番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

私から議案第57号平成19年度男鹿みなど市民病院事業会計決算に対して、不認定の立場から討論させていただきます。

当年度は5億2千761万円の単年度赤字、累積欠損金で約26億円、不良債務は4億4千900万円となり、資金不足比率は27.4パーセントと経営健全化基準の20パーセントを大きく超えております。

患者数の減少が著しく、厳しい経営状況が続いております。さらなる経営努力が必要であります。

全国の公立病院の多くは赤字となっており、医師不足がその要因となっております。国の医療費抑制政策による医師の絶対数の減少政策が公立病院に大きなしわ寄せとなってあらわれております。また、診療報酬の削減も医療収益の減少の大きな要因となっております。

また、当年度は医師確保のためとして、佐藤前副市長にその任を丸投げさせ、大きな事件となり、また、マスコミにも大きく報道されました。その結果に市民のみなど市民病院への信頼を失墜させ、患者の市民病院離れとなり、病院収益へ少なからず影響があり、今日まで続いていることはまことに残念の極みであり、公務員たる業務を逸脱し、市民の税金を食い物にした行為は許されません。市がコンサルタント業に名を借りた悪徳ブローカーともいえるそれにだまされ、医師を確保しようとしての飲み食い、旅費を含め、経費は実に871万円となっております。

議会では、その実態把握を含め、事実関係の調査の必要があるとして、地方自治法第98条による検査特別委員会がつくられ、私も委員となりました。委員会として、非常勤医師採用にかかわる一連の経費について監査請求したのに対し、監査委員の結果報告がなされております。内容は省略いたしますが、公営企業法、男鹿市情報公開条例、男鹿市旅費条例、男鹿市公印規則、地方自治法等の違反行為が数々明らかになったわけであり、いわば契約から財務処理、予算、旅費に至るまで、違法行為があったことが監査委員から明らかにされたのであります。市がみずからその非を認めたこととも言えるものであります。

病院会計決算も監査委員の審査意見書にも、この事件に一言も触れないことは、事件の重大性の認識が欠けているか、意識的に載せなかったかであり、今後はあってはならないことでもあります。

このような内容から見て、不法な支出行為があり、決算を認定するわけにはいきません。チェック機能の役割を持つ議会として、不認定は当然と考えますので、議員各位の良識を期待して討論といたします。

○議長（船木茂君） 次に、10番吉田直儀君の討論を許します。はい、10番。

○10番（吉田直儀君） 私からは、同じく議案第57号の平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算については、不認定とすべきものとみなし、討論をさせていただきます。

また、先ほどは同僚議員の佐藤巳次郎さんから、るるお話がありましたが、私からはそういう詳細には触れませんが、概括的な見方でもってこの決算を不認定とみなしたいと思います。

まずその第1点は、男鹿みなと市民病院の非常勤医師問題については、平成18年度末から平成19年度にかけて、極めて異例の展開をしてまいりました。このことについては、既に昨年9月定例議会に当事者の一方のみの証言で、市民へはその詳細説明もなく、地方自治法第98条委員会報告をされたものでありますが、かかわる問題について多大の費用と時間をかけてまいりました。特に医師の確保にかかわったコンサルタント料の693万円の返還もなく、市長がその非を認め、みずから全額を負担している。しかもその費用の一部を当事者であった佐藤前副市長も負担したと市長が、こう明らかにしておりました。しかしその後、佐藤前副市長の負担額については市長から何ら明確な回答がないまま、こうした公金の扱いでもって全く不明のままの決算となっております。

第2に、係る問題の責任をとって、市長はみずから減給処分を決めております。さらに当事者であった佐藤前副市長が辞職されました。また、これを機に市長は、男鹿みなと市民病院の経営健全化に向けて経営改善委員会を設置し、2月末にはその計画案が示されましたが、その後の経営状況を見るに、ほとんど計画との乖離が大きく、今後も厳しい運営が余儀なくされることと思われまます。この現状に対して、市長は、病院問題でその経営健全化に政治生命をかけると発言しております。その言葉を私は

重く受けとめたいと思います。

第3には、この病院問題に関して、地方自治法に基づく監査請求が議会から出され、その結果を監査委員の報告では、総じて一連の公金支出等においては関係法令違反の事実を認めております。また、本決算の監査委員の総括意見の中で、この病院問題に関する記述がなく、先般の決算委員会の指摘によってその意見を改めて記述して、本日この開会前に提出されたわけです。これもまた極めて職務上の怠慢を私は指摘したいと思います。もっと決算委員会が、相当早い時期に終わっております。その記述の改訂を今日まで引き延ばされたというのは、私は極めて遺憾ではないかと、こう思っております。

以上の理由からして、本男鹿みなと市民病院事業会計決算は、私は認めることはできませんので、私の討論を終わらせていただきます。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算について採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。議案第57号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（船木茂君） 起立少数であります。よって議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計決算は、不認定と決しました。

次に、議案第58号平成19年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算について採決いたします。

議案第58号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

日程第 4 議案第 6 1 号から第 7 2 号まで及び報告第 7 号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 4、議案第 6 1 号から第 7 2 号まで及び報告第 7 号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

- 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 2 号 男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 3 号 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 男鹿市土地開発公社定款の変更について
- 議案第 6 7 号 財産の取得について
- 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 9 号 平成 2 0 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 報告第 7 号 平成 1 9 年度男鹿市一般会計継続費精算報告書について
-

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様、おはようございます。

本日、平成20年9月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、ただいま不認定となりました議案第57号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計については、この結果を重く受けとめ、今後、適切かつ適正な運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、大雨による被害状況についてであります。

去る8月21日未明からの大雨による被害状況は、住家の床下浸水が5棟、非住家の床下浸水が2棟、道路の冠水が4路線、市道の土砂崩れ等が12カ所、河岸の崩落等が10カ所、農道、水路などの崩落が21カ所、宅地の土砂崩れが2カ所、水稻の冠水が3カ所で17ヘクタール、大豆の冠水が18カ所で143ヘクタールとなっております。

また、8月29日にも豪雨があり、その被害状況は、住家の床下浸水が2棟、非住家の床下浸水が2棟、道路の冠水が1路線、市道の土砂崩れが1カ所、大豆の冠水が209ヘクタールとなっております。

これらの被害額については、今月2日現在で、約3千400万円となっております。

この両日とも災害対策警戒部を設置し、被害情報の収集や被害状況の把握など、その対応に当たったところであり、今後、早期復旧に努めてまいります。

被害に遭われました方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

次に、消防の広域化についてであります。

県では、県内の消防本部の統合を図るため、秋田県消防広域化推進計画を去る3月に策定し、13消防本部を7消防本部に統合することとしております。これにより行財政上のスケールメリットはもちろん、本部機能の統合、集約化による消防・救助要員の増員が図られるほか、効率的な部隊運用を行うことによる初動体制の強化や多発型災害などへの対応力の強化を目指しております。

今後の統合に関し近隣6市町村長による「男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域化協議会」を設置しており、事務的内容を協議するため担当課長などで構成する幹事会、通信や部隊運用などのすり合わせを行うため消防本部の消防長などで構成する調整会

議をそれぞれ開催し協議を進めているところであります。

本年度第1回目の協議会は、去る8月1日開催され、統合方式は一部事務組合方式、名称は男鹿潟上南秋消防組合、事務所及び消防本部の位置は現在の男鹿地区消防一部事務組合の位置とすることとし、消防署は現行のとおり男鹿消防署、湖東消防署及び五城目消防署とするとともに、各分署についても現行のとおり維持することといたしており、組合議会の議員定数につきましては16人で、男鹿市及び潟上市からは各4人、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村からは各2人とする案となっております。

なお、今後は、組合経費の支弁の方法や広域消防運営計画の作成などについて協議することといたしております。

次に、去る8月7日付秋田魁新報で報道されました船越の長沼団地16号線道路整備工事についてであります。

この道路整備については、以前から地域より要望されておりましたが、さらに昨年5月に、長沼団地からジョイフルシティ交差点に鋭角に向かう既存市道の国道交差点において事故が発生していることから信号機の設置を要望され、男鹿警察署と協議したところ、道路形態等の関係で設置は困難であるとの回答があり、このため道路整備について検討し、関係機関に協議したところ、十字路交差点であれば信号機の設置が可能とのことでありましたが、当時は秋田ヨコメリ株式会社の建物があり断念した経緯があります。

その後、昨年11月末に同社の撤退に伴い更地になり、土地全体で一括して売り出しが行われたため、議会からのご提言もあり、土地所有者と交渉を行ったところ、土地所有者のご協力をいただき、本年3月定例会で市道認定の承認を得て、6月6日から工事に着手したものであります。

新聞報道では、市が民間会社で宅地などの開発を予定している土地に道路をつくったとしておりますが、土地所有者は、宅地開発を以前から計画していたものではなく、単に土地全体を一括して現況のまま販売していたもので、「民間開発地に市道整備」と言われるような事実はないものであり、当初道路計画の時点から県の開発行為許可担当課と随時、協議を重ね、「開発行為には該当しない」ことを確認してきたものであります。

さきの新聞報道は、これまで市が取り組んできた内容と相違があり、このことから

秋田魁新報社の編集局長及び男鹿支局長に対し抗議をいたしております。

次に、秋田プライウッド株式会社男鹿工場の増設についてであります。

本事業は明年3月頃に操業する計画となっておりますが、住宅需要の落ち込みなどの影響を受けて、現在30パーセントほど減産をしている状況であることから、着工に遅れが生じております。

同社では、来年度中には着工するとのことですが、市といたしましては、同社に対してできるだけ早期の着工、操業を要望しているところであります。

次に、農業の状況についてであります。

まず、主要作物の生育状況などについては、去る8月21日未明からの大雨により一部水稲の冠水がありましたが、滞水時間も短く、特に大きな被害もなく安心したところであります。

稲作は、田植え時期の天候不順による生育の遅れが懸念されましたが、7月下旬から好天が続いたことにより、莖数、出穂とも平年並みとなっております。

また、病害虫の発生は、平年と比較して、カメ虫類は少な目ではありますが、一部の水田で穂いもち病の発生が見られたことから、防除を呼びかけたところであります。

今後も良質米生産のため、関係機関と連携し、適期刈り取りなどの徹底を図ってまいります。

転作大豆は、平年より草丈も長く、順調に生育しておりますが、今後も収量の確保と品質の向上を図るため、無人ヘリによる害虫予防や降雨による湿害対策などの指導に努めてまいります。

メロンは、6月10日から出荷が始まり、8月12日で終了しております。作柄は、4月以降、降水量が少なかった影響などにより小玉傾向で、出荷計画数量を下回りましたが、販売単価は、競合産地の作柄不良などにより、前年を上回る見込みとなっております。

和梨は、8月28日から「幸水」の出荷が始まっており、出荷期間は10月下旬の「南水」まで約2カ月間の予定であります。作柄は、メロン同様降水量が少なかったことなどにより、若干小玉傾向となっておりますが、収量については、昨年を上回る見込みであります。

なお、今年も今月7日に「第8回男鹿梨まつり」が、中石選果場で開催されること

になっております。

葉たばこは、好天に恵まれ、収穫作業は8月いっぱいではほぼ終了しており、作柄や収量については平年並みを見込んでおります。

切花菊は、6月5日から出荷が始まり、7月は他産地の入荷と重なり価格が低迷しておりましたが、8月に入ってから高値で推移しております。

水田経営所得安定対策につきましては、平成19年産米の収入減少影響緩和交付金として総額9千752万円の交付実績となっております。

この対策の平成20年の加入状況は、加入要件に男鹿市特認が認められたこともあり、昨年より82人増え、全体で385経営体、延べ585人が加入しております。

今後も、農家経営の安定のため、県やJAを始め、関係団体と連携を図りながら、広報による周知や集落座談会を開催し、集落の意向を十分に配慮しながら、認定農業者への誘導や集落営農の組織化を図り、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、漁業の状況についてであります。

本年1月から7月までの漁獲量は2千857トン、漁獲金額は10億9千635万円で、昨年同期と比較しますと、漁獲量では342トン、14パーセントの増、漁獲金額でも1億4千360万円、15パーセントの増となっております。

この主な要因は、定置網によるマダイ、ブリ、マグロ、サワラなどの大量水揚げや、マイカ漁の期間が長く、好調であったことなどによるものであります。

また、サザエについては例年よりも多く水揚げされておりますが、クロモについては価格安定を図るため採取量を調整している状況であり、岩ガキについては、基準を超える大腸菌の検出などで、例年よりも水揚げが落ちている状況であります。

なお、今年度のハタハタ資源量の配分につきましては、今年1日から操業が再開された沖合底びき網漁の実績を見ながら、ハタハタ資源対策協議会を開催し、10月下旬ごろに漁獲可能量が決定されると県から伺っております。

次に、観光の状況についてであります。

本年6月と7月における観光客の入り込み数は約49万人で、昨年同期と比較し4万人、7.7パーセントの減と推計いたしております。

この主な要因といたしましては、去る6月14日の岩手・宮城内陸地震、7月24

日の岩手県沿岸北部地震の風評被害によるキャンセルやツアーの中止、また、ガソリン価格の高騰によるマイカー客の出控えなどが大きく影響しているものと考えております。

このような状況を踏まえ、今月3日から首都圏において観光キャンペーンを実施しておりますが、今後も地震による風評被害を払拭し、秋季から冬期間の誘客促進を図るため、このたびの補正予算に首都圏や中京地区での観光キャンペーンを実施する予算を計上いたしております。

次に、男鹿駅伝競走大会、日本海メロンマラソン及び男鹿日本海花火についてであります。

男鹿駅伝競走大会は、去る7月5日、一般、大学、高校男子、女子に全国から113チームの参加をいただき、特に大学の部は40回大会を記念し、早稲田大学を招聘して開催され、また、第22回日本海メロンマラソンは、去る8月3日、全国各地から2千8人の参加をいただき、参加者が念願の2千人を超えるなど、ともに成功裏に終えることができました。

また、第6回男鹿日本海花火は、去る8月14日、朝から強風と雨により実施が危ぶまれましたが、男鹿マリパークにおいて開催され、世界一周の旅をイメージした創造花火や市民メッセージ花火など約1万発が打ち上げられ、真夏の夜空に大輪の花が開くたびに、市内外から集まった大勢の観衆を魅了したところであります。

この花火は、「男鹿に活力と夢を」の願いのもとに、多くの企業や団体、また各町内会、さらには市内外の多くの方々による幅広い支援によって開催されているもので、県内屈指の花火大会と言われるまでになっております。

これらのイベントにご協力をいただきました方々に深く感謝を申し上げます。

次に、各種事業の進捗状況についてであります。

まず、県道関係についてであります。これまで議会とともに早期全線開通を要望してまいりました臨港道路生鼻崎線の4車線化につきましては、土地収用を終え、今月12日に道路改良工事の入札を実施し、年度内に完成する予定と伺っております。

また、主要地方道男鹿半島線（戸賀工区）につきましては、10月末の完成を予定し、現在、施工中であります。完成に伴い県、男鹿市主催による竣工式及び祝賀会を予定しており、このたびの補正予算にその費用を計上しているところであります。

農林水産関係につきましては、発注済工事の進捗率は、若美漁港のケーソン据付工事が70パーセント、脇本築いそ設置工事が80パーセント、湯之尻漁港防波堤工事が60パーセント、若美漁港しゅんせつ工事が30パーセント、五里合漁港しゅんせつ工事、船越漁港しゅんせつ工事、若美地区漁業集落道路改修工事については、それぞれ10パーセントとなっております。

今後の発注工事の主なものは、湯之尻漁港（野村分港）と若美漁港の消波ブロック製作工事などとなっております。

建設関係につきましては、地方道路整備臨時交付金事業の船越踏切駅前線道路改良工事、飯の森渡部線道路改良工事、渡部13号線防雪柵設置工事は7月に発注済みであり、その進捗率は11パーセントとなっております。

なお、なまはげライン舗装修繕工事は、10月に発注を予定しております。

道路舗装改良事業につきましては、長沼団地16号線が今月12日の完成予定となっておりますが、本線につきましては今月2日に供用を開始しており、現在、残工事として国道の歩道改良工事を施工中であります。

また、飯の森4号線、申川鶴木線、烏屋場1号線につきましては、今月3日に発注済みであります。

道路維持工事につきましては、27件が発注済みで、うち24件が完成しておりますが、公共災害復旧工事については19年災繰越の6件を今月3日に発注済みであります。

また、脇本団地水洗化工事、小深見団地下水道接続工事につきましては、30パーセントの進捗率となっております。

下水道事業につきましては、公共下水道工事は汚水11件、雨水2件、特定環境保全公共下水道工事は8件、若美地区漁業集落排水事業は6件を、それぞれ発注済みであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第61号平成19年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本議案は、平成19年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定を求めるものであります。

平成19年度一般会計の決算額は、歳入総額で160億5千375万5千482円、歳出総額では157億6千998万9千999円となったもので、この結果、歳入歳出差引額は2億8千376万5千483円となりますが、このうち、繰越明許費の財源として3千281万2千250円を繰り越いたしましたので、実質収支額は2億5千95万3千233円となったものであります。

この剰余金のうち、1億3千万円を財政調整基金に積み立てし、残額の1億2千95万3千233円を平成20年度一般会計に繰り越したものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

まず、平成19年度決算における一般会計等の実質赤字比率及び公営企業会計並びに特別会計を合わせた連結実質赤字比率につきましては、ともに赤字額が発生していないことから、同比率は生じない状況となっております。

また、実質公債費比率につきましては、前年度と比較し0.1ポイント減の15.2パーセント、将来負担比率は、161.7パーセントで、早期健全化計画の策定基準であります早期健全化基準を、いずれも下回っております。

次に、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計並びにデイサービス事業特別会計が対象となります資金不足比率につきましては、いずれも資金不足が発生していないため、同比率は生じない状況となっております。

平成19年度は国の三位一体改革による税源移譲等に伴い市税総額は増となったものの、所得譲与制度の廃止や地方交付税及び臨時財政対策債の減などにより、一般財源総額が減となり厳しい財政状況が続く中、平成17年12月に策定した行政改革大綱に基づき、職員の定員管理の適正化とあわせて、管理職手当及び時間外勤務手当の縮減並びに私を含めた特別職の給料の引き下げを行い人件費の縮減を図るとともに、市債発行の抑制に努めるなど、行政改革に積極的に取り組み、限られた財源の適切かつ効率的な運用を図り、財政の健全性の維持に努め、市民福祉の増進に取り組んできたところであります。

その主な施策・事業といたしましては、観光案内機能施設整備、男鹿温泉郷環境整備、中山堂ノ沢線道路改良、三本松橋本線道路改良、申川鶴木線道路改良、上李台八ッ面2号線側溝改良、内子第2団地公営住宅建設、宮沢地区コミュニティセンター建

設など各種事業が完了したほか、引き続き船越踏切駅前線や飯の森渡部線の道路改良事業、渡部13号線防雪柵設置事業及びなまはげラインの道路修繕事業などを実施しております。

また、議員の皆様を始め市民や関係各位のご支援、ご協力のもとに開催いたしました秋田わか杉国体が成功裏に終了することができたほか、テレビ及びラジオ番組を活用したイベント等の情報発信や教育旅行の招致など観光誘客宣伝事業を実施し、観光振興対策の充実を図ってまいりました。

また、生産基盤の強化を図るため、浦田地区、若美北部地区並びに若美中央地区の担い手育成基盤整備事業や、岩倉又地区及び一ノ目潟地区のため池等整備事業などを推進するとともに、湯之尻漁港漁村再生交付金事業、若美漁港地域水産物供給基盤整備事業、門前及び脇本漁港漁村活性化対策事業を実施したほか、種苗放流等による資源の回復に努め、漁業の振興を図ってきたところであります。

また、秋田プライウッド男鹿工場の事業拡張に伴う水路移設への助成や商工業振興促進雇用奨励金、施設整備助成金、市融資制度の活用など、地元中小企業の経営基盤と雇用機会の拡大に努めてきたところであります。

さらに、教育環境の改善を図るため、五里合中学校及び払戸中学校の統廃合に取り組むとともに、休日保育並びに病後児保育等の実施や乳児養育支援金、第三子以降の出産祝金の支給など少子化対策のほか、原油価格の高騰に対応するための福祉灯油支給事業や高速通信網未整備解消のための高速インターネットアクセス網整備促進事業への助成など、各般にわたり諸施策を実施し、地域の振興や生活環境の整備、充実などを図ってまいりました。

以上、一般会計の決算概要について申し上げましたが、これら各般にわたる施策・事業を推進することができましたことは、議会をはじめ市民各位のご理解とご協力の賜であり、深く感謝を申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入46億6千97万5千522円、歳出46億6千517万9千556円で、歳入歳出差引不足額が420万4千34円となり、これについては翌年度歳入繰上充用金で補てんしたものであります。

老人保健特別会計では、歳入48億6千926万5千521円、歳出49億99万6千354円で、歳入歳出差引不足額が3千173万833円となり、これについて

は翌年度歳入繰上充用金で補てんしたものであります。

診療所特別会計では、歳入2千918万2千408円、歳出2千731万3千484円、歳入歳出差引残額186万8千924円となったものであります。

介護保険特別会計では、歳入32億2千708万3千508円、歳出31億8千38万3千891円、歳入歳出差引残額4千669万9千617円となったものであります。

デイサービス事業特別会計では、歳入、歳出とも1億7千849万5千580円となったものであります。

下水道事業特別会計では、歳入17億6千960万9千716円、歳出17億4千978万6千508円、歳入歳出差引残額1千982万3千208円となったものであります。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入7千744万2千256円、歳出7千605万9千342円、歳入歳出差引残額138万2千914円となったものであります。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入1億6千41万9千460円、歳出1億5千711万6千905円、歳入歳出差引残額330万2千555円となったものであります。

次に、議案第62号男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公益法人制度改革に伴う民法及び地方自治法の一部改正に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、男鹿市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営について定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第66号男鹿市土地開発公社定款の変更についてであります。

本議案は、公益法人制度改革に伴う民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、条文を整理するため、本定款の一部を変更するものであります。

次に、議案第67号財産の取得についてであります。

本議案は、男鹿市消防団の各分団に難燃活動服を配備し、消防活動における安全性の確保と服装の統一化を図るため、平成20年8月22日に指名競争入札を執行した結果、潟上市天王字江川27番地の1、東北産業株式会社代表取締役田仲茂から難燃活動服790組を2千322万6千円で取得するものであります。

次に、議案第68号平成20年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、道路補修工事費、船川保育園建設事業実施設計業務委託料のほか、除雪費、個人住民税公的年金特別徴収システム改修業務委託料、雇用奨励金及び施設整備助成金、観光誘客宣伝事業費、人間ドック及びはり・きゅう・マッサージ補助金などを措置したもので、歳入歳出それぞれ1億8千370万円を追加し、補正後の予算総額を147億2千60万円とするものであります。

次に、議案第69号平成20年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算は、療養給付費等補助金及び負担金の申請業務に係る秋田県単独システム導入費を措置したもので、歳入歳出それぞれ50万4千円を追加し、補正後の予算総額を45億3千679万4千円とするものであります。

次に、議案第70号平成20年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、平成19年度介護保険特別会計決算の精算による調整を図ったほか、介護予防事業費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ9千251万7千円を追加

し、補正後の予算総額を31億7千303万1千円とするものであります。

次に、議案第71号平成20年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、去る6月14日発生地震災害復旧に要する経費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ610万円を追加し、補正後の予算総額を19億6千87万円とするものであります。

次に、議案第72号平成20年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、漁業集落排水処理施設の機器修繕に要する経費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ155万円を追加し、補正後の予算総額を1億7千43万3千円とするものであります。

次に、報告第7号平成19年度男鹿市一般会計継続費精算報告書についてであります。

本報告は、観光案内機能施設整備事業及び男鹿温泉郷環境整備事業に係る継続費の精算について報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご可決、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

大変恐れ入りますが、先ほど諸般の報告の中で、大雨による被害状況、大豆のところで「冠水」と申しましたが「浸水」として訂正させていただきたいと存じます。

また、「漁業集落排水事業特別会計」と申しましたが、「農業集落排水事業」でございました。大変申しわけありませんでした。失礼いたしました。

よろしくお願いいたします。

教育長発言の申出

○議長（船木茂君） ただいま、教育長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。高橋教育長

【教育長 高橋金一君 登壇】

○教育長（高橋金一君） 特にお許しをいただき、児童の個人情報漏えいについて報告申し上げます。

このたび、男鹿市内の小学校で児童の個人情報情報を外部に漏らす不適切な事案がありました。このようなことは保護者、市民の皆様の学校教育に対する信頼を損ねるものであり、関係者にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後は、教育委員会、学校の組織を生かし、教職員一人一人の職責に対する一層の自覚を促すなど、全力で再発防止と学校教育の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。ただいま議会案第43号から第45号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第43号から第45号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第5、議会案第43号から第45号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第43号 男鹿市議会会議規則の一部を改正する規則について

議会案第44号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会案第45号 男鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第43号から第45号までを一括して採決いたします。本3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第43号から第45号までは、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

なお、明日6日から8日まで、議事の都合により休会し、9月9日、午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これで散会します。大変御苦労さまでした。

午前11時26分 散 会

